

原子力発電所立地地域における財源確保と地域振興対策の拡充を 求める意見書

原子力発電所の立地地域においては、万が一の原子力災害に備えた防災対策の推進と、原子力発電所の立地を契機とした生活環境や産業基盤などの総合的かつ広域的な整備を通じた振興を着実に進めるため、十分な財政的支援が不可欠である。

特に、全国で唯一「県庁所在地に原子力発電所が立地する自治体」である松江市においては、市民の生命と財産を守るため、避難道路の整備や防災体制の強化・拡充など、多大かつ継続的な財政需要が生じている。

国は、福島第一原子力発電所事故の教訓や I A E A の国際基準を踏まえ、避難計画の策定などの原子力災害対策を重点的に講じる区域（原子力災害対策重点区域）を、原子力発電所から概ね 8～10 キロメートル圏から 30 キロメートル圏へと大幅に拡大した。

さらに、令和 7 年 12 月には、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の指定対象地域を、従来の原子力発電施設の設置市町村及び隣接市町村から、原子力災害対策重点区域（30 キロメートル圏）を含む自治体全域に拡大する方針が示された。しかし、この拡大に見合う財源が比例して増額・拡充されなければ、立地地域における実効性ある防災対策や地域振興の推進は到底望めない。財源が確保されなければ、指定対象地域の拡大による住民生活の安全の確保という本来の効果も十分に発揮されない。

国は原子力政策を推進する以上、その責任において、立地地域が安心・安全に暮らせるための確実な財源措置を講じるとともに、現行制度の課題を速やかに解消すべきである。

よって、松江市議会は、国に対し次の事項を強く要望する。

記

1. 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の拡充

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置は、2031 年に法改正が見込まれている。その際、原発立地地域の持続可能な地域振興と安全確保を実現していくため、同法第 7 条に定める 5 つの対象事業と国の負担割合並びに第 8 条に定める地方債制度の大幅な拡充を行うこと。あわせて、地方負担を軽減するための補助率のかさ上げや、原発立地自治体の行

う各種事業の補助金交付要求額が満額で措置される新たな仕組みづくりなど、制度の抜本的な拡充を図るとともに、全国唯一の県庁所在地立地都市である本市の特殊性を考慮した重点的な支援を行うこと。

2. 企業誘致・立地向けの原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業（通称F補助金）の市全地域への適用

現状、松江市内で東出雲町が合併時期の遅れによりF補助金の対象外となっていることで、本市の企業誘致施策の全市展開に支障が生じている。このため、早期に東出雲地域をF補助金対象地域に認定を行うこと。

3. 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金（緊急時避難円滑化事業）の補助期間の見直し

住民の安全な避難体制を確立するための課題調査や効果検証等は、地域の実情に応じた中長期的な取り組みが必要となる。現在、最長で3年間とされている補助期間を、個別の事業実施期間に応じた柔軟な期間へと見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月1日

松江市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣